

令和 3年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月4日(木)～16日(火) 13日間)

会期	月	日	曜	区 分	開議時刻	摘 要
第1日	3	4	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決(人事案・付託案件)
第2日	3	5	金	考 案 日		
第3日	3	6	土	休 会		閉 庁
第4日	3	7	日	休 会		閉 庁
第5日	3	8	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	9	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	10	水	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
				予 算 特 別 委 員 会	本会議終了後	・付託案件審査
第8日	3	11	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	12	金	休 会		予算特別委員会 付託審査終了のため休会
第10日	3	13	土	休 会		閉 庁
第11日	3	14	日	休 会		閉 庁
第12日	3	15	月	予 備 日		・議案等整理
第13日	3	16	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和3年3月4日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第3号 副町長の選任について
- 第6, 議案第4号 篠栗町監査委員の選任について
- 第7, 議案第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8, 議案第6号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第13号 財産の処分について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
7	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	財産の処分について	総務建設 常任委員会
14	町道の廃止について	総務建設 常任委員会
15	町道の認定について	総務建設 常任委員会
16	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
17	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	総務建設 常任委員会
18	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について	総務建設 常任委員会
19	須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について	総務建設 常任委員会
20	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
21	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
22	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
23	令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
24	令和3年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
25	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
26	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
27	令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
28	令和3年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
29	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年3月8日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	1番	岩下 勝正	議員
3.	4番	品川 静	議員
4.	3番	横山 和輝	議員

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年3月10日(水) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
30	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について	予算 特別委員会
31	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

令和3年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和3年3月16日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第7号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第2, 議案第8号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第10号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第11号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第12号 篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第14号 町道の廃止について
- 第8, 議案第15号 町道の認定について
- 第9, 議案第16号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第10, 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11, 議案第18号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合規約の一部変更に関する協議について
- 第12, 議案第19号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について
- 第13, 議案第20号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第14, 議案第21号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第15, 議案第22号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第16, 議案第23号 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第17, 議案第24号 令和3年度篠栗町一般会計予算について

第18, 議案第25号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

第19, 議案第26号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

第20, 議案第27号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について

第21, 議案第28号 令和3年度篠栗町水道事業会計予算について

第22, 議案第29号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について

第23, 議案第30号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について

第24, 議案第31号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について

第25, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月4日（開会）

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	12番	荒 牧 泰 範		

欠席議員

11番 松 田 國 守

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

すみませんが、私、マスクをとらせていただきます。

本日は、松田國守議員 が病気加療のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和3年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番、岩下勝正議員、2番、藤木高裕議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から3月16日までの13日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第3号から議案第29号までの計27議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第29号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、提案理由の説明の前に令和3年度の施政方針について、しばらくお時間をいただきまして、述べたいと思います。その前に、篠栗町内において発生いた

しました保護責任者遺棄致死事件について、一昨日報道がなされました。改めて、食事を十分に与えられず衰弱死した男児に哀悼の意を表しますとともに、今後こうした事件を未然に防ぐためにどのように対応していくべきか、関係各方面としっかり検証しなければならないと考えております。後刻、全員協議会で詳細をご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大につきまして申し上げます。

福岡県においては、首都圏を除く他の5府県とともに2月28日で非常事態宣言が解除されましたが、首都圏では宣言が継続中であり、まだまだ予断を許さない極めて深刻な状況が続いております。

そうした中、福岡県町村会では、先の定期大会において、「新型コロナ感染拡大は、国民生活及び社会経済活動にきわめて深刻な影響をもたらしており、我が国の最優先課題として、国、県ともに対応し、対策に全力で取り組む必要がある。」と決議いたしました。

本町におきましても、ワクチンのスムーズな接種を令和3年度の最重要課題と位置づけ、できるだけ早い時点での町内医療機関での個別接種と5月9日以降の集団接種をスタートさせるための準備を急いでおります。詳細は、本定例会の会期中、健康課長から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

私は、毎年、3月定例会の施政方針を述べる際、日本の原点である町村のあり方について述べている町村会の決議文を引用しております。それは、行政を預かる者にとってしっかりと心に留め置かなければいけないという思いにほかなりません。

今年も繰り返します。

「町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営むための基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を果たし続けている。

我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりにまい進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行財政基盤の強化を図ることが必要である。」

令和2年度の福岡県町村長大会では、16の決議項目を掲げました。

今年度1番目は言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた発信であります。

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止とコロナ下、コロナ後の社会を見据えた万全な経済対策の実施を図ること。また、新型コロナウイルスワクチン接種については、実施主体である町村との情報共有を図り、財政支援を含めた必要な措置を講じること」

そのほかにも、

「地方の情報通信基盤の整備を加速化し、デジタル社会を推進すること」

「少子化の進行に対応した子育て支援・医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。特に、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に当たっては、国の責任において必要な財源を確保することなど万全の措置を講じること」を新たに加え、令和3年度の福岡県町村会の29町村が進むべき方向性を示しました。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、ほとんどの社会経済活動を停止せざるを得ないという大変な1年でした。本町におきましても、季節ごとに恒例となっていた町の事業や地域の行事、学校関係のイベントも大きく規模を縮小したり中止したりするという事態となりました。

令和3年度は、4月の春らんまんハイキングは、残念ながら事前準備ができず、令和2年度に引き続き中止といたしました。5月以降の事業や各種行事につきましても、何とか工夫を凝らして、希望を縮小してでも開催したいと考えております。

また、各区行事においても工夫して開催していただけるよう、役場がしっかりフォローしたいと昨日の区長会で伝えております。

希望者へのワクチン接種完了という大きな使命を全うしつつも、篠栗らしさを取り戻すために、活気を持続するためにも、何とか知恵を絞って取り組んでまいりたいと考えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

篠栗町地方創生「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和2年度からスタートいたしました。

「篠栗北地区産業団地整備」は、造成を完了し、6区画の進出企業も固まりました。あとは、令和5年4月の操業開始を目指して、秋にも一部工事が始まります。個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンを形成するために、4月から進出予定企業の皆様としっかりとランドデザインを創り上げようと考えております。

税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上

を図る大きな力となると考えております。

平成30年度からスタートした第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」と併せて、「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって引き続き国のビジョンに沿った取り組み、即ち、「2060年の篠栗町人口ビジョン目標2万9,000人」に向けた人口の底上げを図ることができる見込みでございます。

今年度も引き続き、篠栗町新時代に向けた様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和3年度事業につきまして、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自治体で追従する動きが進んでおります。

取手市議会では、タブレットを利用したりリモートによる委員会の開催や現地視察を行うなど、工夫を凝らして取り組んでいるとの新聞記事がございました。

議会事務局におかれましては、委員会会議録等の積極公開の検討も進めるとの提案もいただいております、加えて更なる先進的な議会を目指して情報収集をお願いしていただければありがたいと考えております。

総務費では、総務課・財政課・まちづくり課・会計課・税務課・収納課・住民課が関わっております。

総務課では、懸案の総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」の基本方針8に掲げておりました役場職員の地域サポーターの配置について、各区2名、校区ごとの統括3名の45名を人選し、できるだけ早期に設置すべく準備を進めております。

また、地域防災計画の改定に着手いたします。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、昨年から引き続き、中・長期の財政計画の素案策定を進めております。総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実現過程で、財政状況がどのように動いていくのか、更に検証を加えて議会にご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、篠栗北地区産業団地におけるまちづくりのグランドデザインの構築を進めます。

また、ふるさと寄附金は、昨年度の当初予算額から1億円上乘せし、1億5,000万円を目標として、返礼品のメニュー開発を進めます。

これまでのSNSに加えて、LINEやdボタンを活用した情報発信に取り組み、多くのツールで町民の皆様へ早く正確な情報を提供できるよう推進いたします。

会計課におきましては、出納事務のOA化を推進し、事務処理の短縮と確実性の向上を図り、事務ミスを起こさない体制づくりを更に強化いたします。

税務課、収納課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともにキャッシュレス納税を推進することによって、徴収率向上への取り組みを推進してまいります。

また、事務の効率化に積極的に取り組みます。

住民課でございます。

令和3年度は、和田地区の住居表示を11月6日から実施いたします。

また、マイナンバーカード交付率向上のため体制を充実させ、できるだけ早い時期に50%以上の交付を目指します。

民生費・衛生費は、福祉課・こども育成課・健康課・都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として「ささぐり元気もん活動」に取り組みます。これは、前期高齢者を対象にアンケートと体力測定を実施し、その後の追跡調査により効果的な介護予防事業を研究し、町の高齢者の健康寿命の延伸につながる取り組みでございます。

天空会館の空調につきましては、昨年度に引き続き一部のゾーンを更新いたします。次年度までで事業を完了する予定でございます。

こども育成課では、子ども家庭総合支援拠点を設置し、全ての子ども・家庭の相談に対応する体制を整えます。

昨年からの継続事業でございますが、保育所の待機児童解消対策として篠栗幼稚園の一部を民営化し、令和5年4月の認定こども園開園に向けた整備を引き続き行います。

放課後児童クラブの支援単位を増設し、待機児童の解消を図ります。

次に、健康課についてでございます。

既に、2月から新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種推進室を設置し、1年間かけて希望する町民に2回のワクチン接種を完了することを目指しております。

福岡市が先行して行っている不妊治療のための補助を糟屋地区でも何らかの取り組みをしようと、糟屋地区市町長協議会で取り決めをいたしました。篠栗町では、

一般不妊治療に対する補助を新設いたします。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークについては、次期処理施設移行のための具体的な計画作成と関係自治体・地域への説明、協議をスタートしており、須恵町・粕屋町と連携を取りながら遅滞なく計画を進めてまいります。3月23日に次期処理施設をクリーンパーク内に建設するための地元説明会を開催いたします。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

令和2年4月から事務局の民間委託を開始した篠栗町観光協会は、様々な新しい取り組みを提案しつつ、篠栗町の観光キーステーションとして足固めをしているところでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った密を避けるためのお遍路カフェの開設や、秋に行っていた九州森林スポーツフェスタに代わるトレイルラン大会の実施など、篠栗町の環境を活用した企画を練っていただいているところでございます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施できなかった森林セラピー基地篠栗10周年記念イベントを、この秋にセラピーウォーキング月間として、観光協会・森の風篠栗（森林セラピー基地案内人の会）、この二つの会と共同して実施したいと考えております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりました。今後も「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

令和3年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

本年度も区からの要望を聞きながら、優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課でございます。

令和2年度は、国のGIGAスクール構想に基づき、電子黒板や書画カメラ、1人1台のタブレット端末の配置を完了いたしました。令和3年度は、これらのICT機器をしっかりと活用できるよう、各学校における校内研修や町の研修を充実させ、GIGAスクール構想の推進を図ってまいります。

社会教育課では、地域学校協働活動の推進に取り組めます。

これは、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした、よりよい地域社会を創ることを目的とし、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動をコーディネートする「地域学校協働活動推進員」を配置し、併せて、その体制の拠点となる「篠栗町地域学校協働本部」を整備するものでございます。

また、カブトの森公園テニスコートのLED化工事を、教育債を活用して行います。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から、施設・管路更新の5か年計画を進めていますが、令和3年度は、金出地区、尾仲大柳地区の配水管更新工事を継続して進めます。

また、老朽化している第1浄水場建て替えについて具体的な計画を策定することとしております。

以上、令和3年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会においてご説明申し上げます。

私自身も、これまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応にあたり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き、篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第29号までの27議案について説明をいたします。

議案第3号は、「副町長の選任について」であります。

本議案は、松田秀幹副町長が、令和2年11月19日に逝去され空席となっておりますために、令和3年4月1日から新たに副町長として、大塚哲雄氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号は、「篠栗町監査委員の選任について」であります。

本議案は、今長谷潔監査委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として石内清之氏を選任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の十時和子氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となる

ため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第6号は、「篠栗町農業委員会委員の任命について」であります。

本議案は、篠栗町農業委員会委員1名が、令和2年12月19日をもって辞職となったため、新委員として平井眞澄氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第7号は、「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のために、また、住民にとってより効率的かつ簡素な申請を実現するための押印見直しの実施のため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、書類等の押印について削除が適当とした箇所を改めるものであります。

議案第8号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、個別の条例等で規定されていた附属機関を本条例中に掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、町長及び教育委員会の附属機関として、委員会や審査会等を規定するものであります。

議案第9号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、本条例中に報酬額を掲載し明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特別職非常勤職員のうち、報酬額が予算に定められた範囲内として規定されていた職員について、各区分に応じた報酬額を規定するものであります。

議案第10号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、監査委員事務局を単独で設置することに伴い、監査委員事務局長が置かれることになり、事務局長の職務及び級の明確化を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、級別標準職務表の6級に規定されている「議会事務局長」を「事

務局長」に改めるものであります。

議案第 1 1 号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 1 3 日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、「新型コロナウイルス感染症」の定義を引用している「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項」が削られたことに伴う規定の整備であります。

議案第 1 2 号は、「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、昨年、都市計画決定を行った高田地区地区計画の地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 3 号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において造成した土地を工場等の用地として売却するものであります。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台 3 4 6 番 1 1。

面積は、1 万 6, 8 2 4. 8 6 平方メートル。

売却額は、8 億 3, 4 5 1 万 3, 0 5 6 円。

売却方法は、随意契約とし、売却の相手方は、株式会社 久原本家食品 代表取締役 河邊哲司であります。

なお、本議案は、令和 2 年 3 月中に売却を完了するための手続期間を確保するため、本日ご審議いただき、採決をお願いしたいと考えております。

何とぞ、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

議案第 1 4 号は、「町道の廃止について」であります。

本議案は、路線の整理再編成のため、現状の町道を一括廃止するものであります。

今回、道路台帳の全体見直しを進め、一部の町道については、路線の現状や維持管理の状況を鑑み、起終点の変更や路線自体の廃止を行うもので、路線番号の繰り上がりや名称の変更などが発生することから、一括廃止を行うものであります。

議案第15号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、路線の整理再編成のため、現状の町道を一括認定するものであります。

今回、道路台帳の全体見直しを進め、一部の町道については、路線の現状や維持管理の状況を鑑み、起終点の変更や路線自体の廃止を行うもので、路線番号の繰り上がりや名称の変更なども発生することから、一括廃止後、新たに認定の手続きを行うものであります。

議案第16号は、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」については、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示を本年1月4日に実施し、当該案に対する同条第2項に規定する変更の請求が、公示の日から30日を経過する日までになされることはありませんでした。

議案第17号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」であります。

本議案は、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について」であります。

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事業として対処することを目的として、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号から議案第23号までの4議案は、「令和2年度補正予算」であります。

議案第20号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ8億4,898万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,554万9,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税を8,098万7,000円増額し、分担金及び負担金を2,997万2,000円、使用料及び手数料を800万円、国庫支出金を1,586万5,000円、県支出金を3,624万7,000円、繰入金を2億円それぞれ減額し、町債を10億7,395万8,000円追加するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきましては、特別定額給付費といたしまして、給付金額の確定等で943万円を減額するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、社会福祉協議会補助金を1,135万3,000円減額し、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費を4,200万円追加するものであります。

衛生費におきましては、予防費といたしまして、予防事業委託料等を1,880万4,000円減額し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、施設整備工事を9,500万円減額し、塵芥処理費といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を塵芥分・し尿分と合わせて3,039万3,000円を減額するものであります。

また、諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、北地区産業団地整備事業特別会計繰出金を11億5,650万円追加するものであります。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、観光拠点開設支援事業等につきまして、総額2,853万8,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、緊急防災・減災事業債を9,500万円減額し、新たに減収補填債を1,245万8,000円、地方道路等整備事業債を2億3,030万円、一般単独事業債を9億2,620万円それぞれ追加するものであります。

議案第21号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ880万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,869万3,000円とするものであります。

歳出では、出産育児一時金420万円、受診勧奨委託料460万6,000円を実績等に基づき減額補正するものであります。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税420万円、保険給付費等交付金460万6,000円の減額補正のほか、予算整理をするものでございます。

議案第22号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ579万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,566万2,000円とするものであります。

実績見込みにより、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金579万2,000円の減額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料773万4,000円を増額補正し、普通徴収保険料1,352万6,000円を減額補正するものであります。

議案第23号は、「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に、歳入歳出それぞれ2億1,151万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,672万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為の補正も行うものであります。

主な歳入につきましては、土地売却収入9億4,498万8,000円を減額し、

一般会計繰入金 11億5,650万円を増額するものであります。

主な歳出につきましては、篠栗北地区産業団地開発事業費5,894万6,000円を減額し、償還金利子及び割引料2億7,045万9,000円を増額するものであります。

債務負担行為につきましては、不動産取引に関する付帯業務委託におきまして、債務負担行為の期間を令和3年度に変更するものであります。

議案第24号から議案第29号までの6議案は、令和3年度の各会計の当初予算であります。

議案第24号は、「令和3年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、103億1,195万6,000円で、前年度当初予算に対し2億7,270万8,000円、2.7%増額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち、増額要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、天空会館空調設備工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、篠栗小学校屋上防水改修工事、児童館LED化工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事などであります。

また、減額の要因といたしましては、オアシス篠栗空調機器更新工事の終了などであります。

なお、令和3年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルスによる経済状況の悪化や、個人所得の減少による生活困窮者の増加からの回復を目指し、感染防止策をしっかりと講じながら、「新たな日常」に対応し、経済活動レベルを段階的に上げていくフェーズとして、前年度同様、第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえて、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選択し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税では、新型コロナウイルスによる経済状況の悪化に基づき、対前年度比5,803万8,000円減の31億2,823万円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比1,011万1,000円増の17億7,432万3,000円を計上するものであります。

次に、幼児教育及び保育等の無償化に伴う保育所等の保護者負担金や幼稚園使用料の減額などにより、分担金及び負担金は、対前年度比2,765万8,000円減の9,537万7,000円。

使用料及び手数料は、対前年度比700万9,000円増の1億3,000万8,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る国庫負担金などにより、対前年度比3億4,314万3,000円増の16億5,948万円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る県費負担金などにより、対前年度比1,956万1,000円増の9億1,323万4,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、対前年度比1億円増の1億5,000万円を計上するものであります。

次に、繰入金は、基金及び特別会計からの繰入れを行うもので、対前年度比206万5,000円増の9億206万5,000円を計上するものであります。

次に、諸収入は、対前年度比531万8,000円増の1億8,108万円を計上するものであります。

最後に、町債は、緊急防災・減災事業債の減額などにより、対前年度比1億4,058万3,000円減の4億7,758万5,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、まず、総務費といたしまして、行政事務包括委託2億2,451万7,000円、ふるさと納税返礼品6,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託1,374万8,000円など、前年度比890万4,000円増の14億1,031万9,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、天空会館空調設備工事1,651万5,000円、県介護保険広域連合費3億2,189万4,000円、自立支援サービス給付6億9,216万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億2,696万8,000円、児童運営費委託料9億6,079万4,000円、栗の子保育園大規模修繕補助金2,180万6,000円、子ども医療費1億4,453万2,000円、児童館LED化工事1,948万1,000円など、前年度比1億5,101万5,000円増の38億5,969万2,000円を計上するものであります。

次に、衛生費といたしまして、予防事業委託料1億1,601万3,000円、総合保健福祉センター指定管理料1億2,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億1,604万7,000円、塵芥収集運搬費2億785万1,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金3億6,628万8,000円など、前年度

比3,536万2,000円増の14億427万8,000円を計上するものであります。

次に、農林水産業費におきましては、荒廃森林整備事業3,346万1,000円など、前年度比1,177万5,000円減の1億5,593万1,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等1億6,683万8,000円など、前年度比3,725万9,000円増の3億2,436万1,000円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部組合分担金3億2,764万8,000円など、前年度比2,400万1,000円減の3億9,970万円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、篠栗小学校屋上防水改修工事等2,780万3,000円のほか、各小中学校の改修工事等に2,118万3,000円、カブトの森公園テニスコートLED化工事等3,120万3,000円など、前年度比5,577万7,000円増の10億4,177万4,000円を計上するものであります。

次に、公債費におきましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比2,768万6,000円増の8億3,704万6,000円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計等への繰出金6億4,816万7,000円など、前年度比47万6,000円減の6億7,300万9,000円を計上するものであります。

また、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、5つの事業債を総額4億7,758万5,000円計上するものであります。

議案第25号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、27億4,956万5,000円で、前年度当初予算額に対し約0.8%の減となっております。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税5億964万6,000円、県の保険給付費等交付金19億5,691万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費19億1,177万2,000円、国民健康保険事業費納付金7億5,412万6,000円を計上いたしております。

議案第26号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」で

あります。

予算総額は、4億3,265万円で、前年度当初予算額に対し約0.7%の増となっております。

歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料3億1,867万1,000円、一般会計繰入金1億1,397万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,048万8,000円を計上いたしております。

議案第27号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は、13億6,629万8,000円となっております。

歳入の主なものといたしましては、土地売払収入13億6,629万8,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、篠栗北地区産業団地開発事業費2,398万円、償還金利子及び割引料5億5,059万7,000円、繰出金7億9,172万1,000円を計上いたしております。

議案第28号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入7.1%増、支出2.8%増となり、資本的収入13.1%減、支出6.3%減であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入5億7,596万3,000円、同支出5億4,513万1,000円で3,083万2,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億3,860万5,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,725万7,000円、支払利息2,118万3,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入1億9,030万円、同支出3億2,078万円で1億3,048万円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約7億542万3,000円から補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債1億9,030万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億30万円、企業債償還金1億1,739万5,000円を計上いたしております。

議案第29号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入2.3%減、支出1.6%減となり、資本的収入17.3%減、支出16.6%減であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入8億6,923万2,000円、同支出8億6,831万6,000円で91万6,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料4億8,616万2,000円、他会計負担金1億2,850万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億6,866万5,000円、支払利息1億441万円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4億217万4,000円、同支出5億6,013万1,000円で1億5,795万7,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約3億5,439万2,000円から補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億6,990万円、他会計負担金1億3,000万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費1,760万円、流域下水道建設負担金3,337万2,000円、企業債償還金5億902万6,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議案の否決・可決は、採決日までわからないわけですが、どういう採決結果になろうとも対応できる議事運営をするべきと思うんですが、これまでも、関係のある議案、例えばリンクする議案、一般会計から特別会計への繰り出しの予算があって、それを受ける特別会計があったとしたら、この場合、どちらか1つ否決されたら、後日、片方を補正すれば済むと思うんですが、今回の場合のこの議案第14号・15号。14号が可決されて町道を廃止して、15号が否決されたときは、その場合、その当該土地は町有地であるけれども、都市整備課が持つ

ている道路橋梁維持費を投入できない。要するに、道路行政の空白を生むと思う、
というか、空白を生むわけですね。

そうなるとこの場合は、面倒かもしれませんが、町長はじめ執行部の方がやらん
としてらっしゃることはわかりますが、運営上、15号の方が先、まず起点・終点
その他の整理をしておいて、14号としてあと15号で除外するやつを1,000
番台か何かの飛び番に振っという可決した後に、15号においてその飛び番分を削
除する提案をする、という形にしないと、非常におかしなことになると思うん
ですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 考え方やな。

○町長（三浦 正） 議長。

○議長（阿部 寛治） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいま、荒牧議員がおっしゃいました第14号と第15号の
件につきましては、言われることは大変よくわかりました。

私ども議案を提案する際に、14号でまず今の不具合の部分を全部解消するた
めに廃止し15号で改めて全部を設定する、と14号・15号をセットで理解して
ただこうということで提案したところでございますが、今おっしゃるように、仮に
15号が否決されたときに、町道が1つもないというようなことにもなるわけ
でございますので、これについては、十分今後このような提案をする際には、し
っかりとその辺の状況を鑑みながら提案しなければいけないと思っております
が、14号・15号については、この議案という形でご審議いただければありが
たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員が「よろしゅうございます」ということで、
質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第3号から議案第29号までの27議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号から議案第6号までは
人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第19号までの13議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第20号から議案第29号までの予算関連10議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合せにより、委員長は、7番、栗須信治議員、副委員長は、5番、古屋宏治議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

次に、規則4件については、所管の常任委員会の報告を受けていただきたいとします。

よろしいでしょうか。

次に、お諮りします。

本日上程されました議案のうち、議案第13号「財産の処分について」は、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより、引き続き、総務建設常任委員会を開催しますので、第1委員会室にお集まりください。

文教厚生常任委員会の皆様は、このまま本会議場で待機してください。

休止 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程第 5、議案第 3 号「副町長の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、議案を説明いたします。

議案第 3 号「副町長の選任について」

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡久山町大字猪野 1 4 8 0 番地 3 3

氏名 大塚 哲雄

生年月日 昭和 33 年 10 月 14 日

令和 3 年 3 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

松田秀幹副町長が、令和 2 年 11 月 19 日に逝去されたため、令和 3 年 4 月 1 日から、新たに副町長として 大塚哲雄氏を選任することについて、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次ページに履歴書を掲載いたしております。

なお、任期は、地方自治法の規定によりまして、4 年でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの立花総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

はい、立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） 議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町大字高田497番地2 ベンタナヒルズ篠栗12-503号

氏名 石内 清之

生年月日 昭和29年9月14日

令和3年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

今長谷潔監査委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、新たに監査委員として石内清之氏を選任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次ページに履歴書を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、地方自治法の規定により、4年でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

はい、平山課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町中央六丁目26番23号

氏名 十時 和子

生年月日 昭和22年4月6日

令和3年3月4日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員十時和子氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を井上産業観光課長に求めます。

はい、井上課長。

○産業観光課長（井上 勝則） では、議案の説明をいたします。

議案第 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

【記】

住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗 2 1 4 6 番地

氏名 平井 眞澄

生年月日 昭和 28 年 2 月 9 日

任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

令和 3 年 3 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

篠栗町農業委員会委員 1 名が、令和 2 年 12 月 19 日をもって辞職となったため。新委員 1 名の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第13号「財産の処分について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地について、

所在	篠栗町彩り台346番11
面積	1万6,824.86平方メートル
売却額	8億3,451万3,056円
売却の相手方	福岡県糟屋郡久山町大字猪野1442番2番地 株式会社 久原本家食品 代表取締役 河邊 哲司

に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これもちまして散会いたします。

散会 午前 11時26分